

情報公開と個人情報保護

情報公開制度の運用状況

市は、市情報公開条例に基づき、情報公開制度の運用状況について毎年1回公表しています。昨年度の情報公開請求件数は35件でした。内訳は次のとおりです。決定に対する審査請求はありませんでした。

- 請求件数と処理の内訳
- ▽市長 請求22件（公開2件、部分公開13件、不存在による非公開4件、取り下げ3件）
- ▽教育委員会 請求5件（公開1件、部分公開2件、不存在による非公開1件、取り下げ1件）
- ▽選挙管理委員会 請求1件（部分公開1件）
- ▽農業者委員会 請求1件（存否応答拒否1件）
- ▽公営企業管理者 請求3件（部分公開3件）
- ▽消防長 請求2件（公開1件、部分公開1件）

個人情報保護制度の状況

市個人情報保護条例に基づき、昨年度の個人情報開示請求件数と個人情報保護審査会の開催状況を報告します。昨年度の個人情報開示請求件数は、12件でした。

- 請求件数と処理の内訳
- ▽市長 請求8件（開示4件、部分開示3件、取り下げ1件）
- ▽教育委員会 請求1件（部分開示1件）
- ▽公営企業管理者 請求2件（開示2件）
- ▽消防長 請求1件（部分開示1件）
- 個人情報保護審査会の開催
- 市では条例により、個人情報保護制度の適正な運用を図るため、個人情報保護審査会を設置しています。同審査会

は、市からの諮問された案件を公益性や個人情報保護などの観点から審査しています。昨年度は、同審査会を4回開催し、個人情報の外部提供や外部委託など10件を諮問しました。

主な諮問内容は次のとおりです。全ての諮問案件について、相当と認められました。

- ▽スマホ決済収納の導入に伴う市税等の収納代行業務の外部委託
- ▽スマートフォンなどの電子機器による市税や使用料などの収納代行業務を外部委託するもの
- ▽筑後川下流用水施設改築事業のため農地台帳や人・農地プランなどの情報の外部提供
- ▽筑後川下流用水施設改築事業のため、農業委員会が保有する農地台帳の情報や、農政課が保有する人・農地プランなどの情報を独立行政法人水資源機構に外部提供するもの

【問】市総務課庶務法制係（☎77・8412）

住民基本台帳の閲覧状況

昨年度の住民基本台帳の閲覧状況は6件でした。詳しくは市公式サイトで確認してください。



住民基本台帳閲覧状況

【問】市市民課市民係（☎77・8472）

議員や市長などの資産公開

市政倫理条例に基づき、市議会議員や市長、副市長、教育長の資産の状況などを公開しています。今年度の資産等報告書は、6月30日（水）から公開しています。

●会場 市役所柳川庁舎3階

【問】市総務課庶務法制係（☎77・8412）

選挙人名簿の閲覧状況

昨年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況は10件でした。詳しくは市公式サイトで確認してください。なお、在外選挙人名簿抄本の閲覧はありませんでした。



選挙人名簿

7月は同和問題啓発強調月間

たんけん・はっけん・ほつとけん―探検・発見・放置
こんの としひこ

わたしたちのみじかに人をばかにしたり人を仲間はずれにしたり人をいじめたりしていることはないか「たんけん」してみませんか

ありますね 仲間はずれにされはじめられている仲間はないですか そういふ仲間をほつといて……
いいえ「ほつとけん」ですよ

さあ さべつについて「たんけん」しましょう「はっけん」しましょう「ほつとけん」を「ほつとけん」ことに気づきます

【出典】人権読本「じんけんの詩Ⅲ」（株式会社明石書店）

人権を脅かす同和問題

同和問題は、憲法で保障されている基本的な人権（職業選択の自由・教育の機会均等を保障される権利・結婚の自由など）が、同和地区出身といふだけで、完全に保障されていないという問題です。

問題を解決するのは「時」ではなく「人」

「そつとしておけば、同和問題は自然になくなる」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。明治4（1871）年に「解放令」が出されてから約150年。昭和22（1947）年に日本国憲法が施行されてから70年以上経過した現在でも、同和問題はなくなっておりません。問題を解決するにはまだ時間が必要なのでしょうか。解決できないのは、多くの人が「自分とは無関係だ」「自然になくなる」などと、同和問題と真剣に向き合うことなく、避けてきたからではなく、

【問】市人権・同和対策室（☎77・8532） 市人権・同和教育推進室（☎77・8842）

いでしょうか。同和問題を解決するのは時間ではありません。私たち一人一人です。

正しく理解して正しい行動を

国では、平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権に関する3つの法律を施行。これを受けて市は、条例を一部改正して、相談体制の充実などを新たに追加した「柳川市部落差別を

はじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を昨年4月1日に施行しました。県は、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」としています。この期間には、県民をあげて差別をなくす運動を展開しています。同和問題の解決のためには、私たちみんなが、正しく理解・認識して、差別をなくすために行動をしていくことが大切です。この機会にあらためて同和問題を考えてみませんか。

コロナ差別は絶対ダメ 1人で悩まず相談を

法務省の人権擁護機関は、新型コロナウイルスの不当な差別などの人権相談を受け付けています。困ったときは1人で悩まず相談してください。

【受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待・いじめ防止などの人権問題に関する相談はこちら
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の権利問題に関する相談はこちら
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付

インターネット人権相談 ☎0570-003-110

19/08 スマートフォン共通 URL: https://www.jinken.go.jp/